

特別養護老人ホームハピネスビラ（短期入所生活介護） 運営規程

事業所の目的及び方針

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人信輪会が開設する指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等の従業者（以下「職員」という。）が適正な介護サービスを提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は要介護状態になった入居者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身の機能の維持並びに入居者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

（基本方針）

第3条 事業所は、ユニット型指定短期入所生活介護として、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業として、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進する事を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 当事業者の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 特別養護老人ホームハピネスビラ（短期入所生活介護）
- （2） 所在地 岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2408番地

第2章 職員の職種、員数及び職務

（職員の区分及び員数）

第5条 当事業所の職員の職種員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

職 種	員 数	付 記
管理者（施設長）	1名	常勤
医 師	1名以上	嘱託医 非常勤
生 活 相 談 員	1名	常勤
介護支援専門員	1名	常勤
看 護 職 員	3名以上	常勤 非常勤
介 護 職 員	17名以上	常勤 非常勤
事 務 員	1名以上	常勤 非常勤
栄養士又は 管理栄養士	1名以上	常勤 非常勤
機能訓練指導員	1名以上	非常勤

付記

1. ケアワーカーの員数は看護・介護人員配置基準による3：1を下回らない員数とする。
2. 看護・介護の職員の員数は、常勤換算方式に基づくものとする。（看護職員1名は常勤）
3. 栄養士・管理栄養士の員数は、常勤換算方式に基づくものとする。
4. 前項1に定める者のほか、事業所の運営上必要な職員を配置するものとする。

（職員の職務）

第6条 事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

職 名	勤 務 内 容
管 理 者 （ 施 設 長 ）	事業所の業務を統括する。管理者（施設長）に事故があったときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者（施設長）の職務を代行する。
医 師	入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
生 活 相 談 員	入居者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実施に関することに従事する。 関係機関との連携やボランティア等地域対応に従事する。
介 護 支 援 専 門 員	短期入所生活介護計画の作成及び管理、家族・関係機関との連絡調整
看 護 職 員	健康管理者として、入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理に従事する。
介 護 職 員	入居者の日常生活の介護、指導及び援助に従事する。
事 務 員	事業所の運営管理、建物設備の管理、庶務・会計事務、人事関係事項、福利厚生、各部門との連携指導及び関係機関との連絡業務に従事する。
栄 養 士 又 は 管 理 栄 養 士	入居者の栄養管理に関する計画の立案と実施。栄養アセスメント、栄養ケア計画の作成、食事内容の監修と管理を行う。また医師や看護職員、介護職員と連携した栄養ケアの提供並びに、入居者の栄養状態等の収集、記録、報告、栄養指導に従事する。
機 能 訓 練 指 導 員	入居者の機能訓練指導に従事する。

第3章 入居定員及び事業所サービスの内容等

(入居定員)

第7条 事業所の定員は特別養護老人ホームとあわせて60名とし、居室の数は次のとおりとする。

1ユニット(10名) × 6ユニット

(指定短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション、行事等サービスの提供

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 指定短期入所生活介護の提供を開始に際して、入居者申込又はその家族と事業所は、「指定短期入所生活介護老人福祉施設利用契約書」を作成し、契約の締結を行うものとする。

2 前項の規程により契約書を作成する場合、入居申込者のサービス選択に資するため、事業所はあらかじめ入居申込者又はその家族に対し「契約書」及び「重要事項説明書」に記載する事業所運営規程の概要、職員の勤務体制その他の事項について説明を行い、サービス提供の開始について、入居申込者の同意を得るものとする。

(受給資格の確認)

第10条 事業所は、指定短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び介護認定有効期間を確認しなければならない。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するように努めなければならない

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 事業所は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない、

(事業所サービスの取扱方針)

第12条 事業所は入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の福祉サービスを妥当適切に行わなければならない。

2 事業所は、指定短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮

して、行わなければならない。

- 3 事業所の職員は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし入居者又はその家族に対し、福祉サービス上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 事業所は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ない場合に身体拘束を行なう際の手続き、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを判断するための方法、身体的拘束等を行う時点で入居者及び家族に対し、説明や方法等を指さなければならない。身体拘束等を行う場合には、家族と相談・承諾を得ることとし、委員会を開催し期限付きで解除することを目標に行う。また、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 5 事業所は、自らの提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

- 第13条 管理者（施設長）は、介護支援専門員に短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、相当期間以上にわたり継続して入居することが予定される入居者については、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの入居者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の職員と協議の上、サービスの目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しなければならない。
 - 3 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 4 介護支援専門員は、短期入所生活介護の作成に当たっては、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得なければならない。
 - 5 介護支援専門員は、短期入所生活介護を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を入居者に交付しなければならない。

(介護)

- 第14条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行わなければならない。
- 2 事業所は、1週間に2回以上適切な方法により入居者を入浴又は清拭しなければならない。
 - 3 事業所は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
 - 4 事業所は、オムツを使用せざるを得ない入居者のオムツを適切に取り替えなければならない。
 - 5 事業所は、入居者に対し、前各項に規程するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

(食事の提供)

- 第15条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに適切な時間に行わなければならない。
- 2 食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して行うように努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 事業所は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は、その家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第17条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

(機能訓練)

第18条 事業所は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第19条 事業所の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

2 事業所の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳(老人保健法(昭和57年法律第80号)第13条の健康手帳をいう。以下この項において同じ。)に必要な事項を記載しなければならない。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。

(入居者に関する市町村への通知)

第20条 事業所は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第4章 利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第21条 事業所は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(厚生省令第37号)第127条第1項の規定に基づき算定した指定短期入所生活介護サービス費の額の支払いを受けるものとする。

2 入居者は、前項において算定された居宅サービス費用基準額の1割又は2割又は3割の額を居宅サービス利用料金の自己負担として事業所に支払うものとする。

3 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

4 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

(別表再掲)

(1) 食費居住費

(2) 第22条に掲げる通常の送迎の実施地域を超える費用。

(3) 理容美容代

(4) 入居者が所有する金品等を事業所側が管理する場合のその管理費用。

(5)前4項に掲げるもののほか、居宅サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用契約書及び契約書別紙の重要事項説明書により、入居者又はその家族に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。利用料を変更する場合にも同様とする。

第5章 通常を送迎の実施地域

(通常を送迎の実施地域)

第22条 通常を送迎の実施地域は、安八郡、海津市、養老町、大垣市、羽島市、瑞穂市とする。

第6章 事業所利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第23条 入居者は、指定短期入所生活介護計画に基づくサービスの実施に当たり、管理者（施設長）、もしくは担当職員の指示・依頼等に協力し日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図るように努めなければならない。

- 2 入居者は、自己の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目指し、できる限り自ら律するように努め、職員とともに相互扶助に努めなければならない。

(衛生保持)

第24条 入居者は、事業所内外の清潔、整頓その他環境衛生の保持、増進のために協力しなければならない。

(事業所内禁止行為)

第25条 入居者は、次の(1)(2)号に掲げる行為をしてはならない。

(1)指定された場所以外での火気の使用及び事業所敷地内外での喫煙。

(2)職員又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような行動、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

- 2 危険物、爆発物、動物等を事業所内に持ち込む場合は、事前に管理者（施設長）に相談をすること。

(損害賠償)

第26条 入居者は、事業所、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。

- 2 損害賠償の額は、入居者の収入その他の事情を考慮して減免することができる。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応方法)

第27条 入居者に容態の変化等があった場合は、嘱託医師又は主治医に連絡する等必要な措置を講ずるほか、入居者の家族へ速やかに連絡する。

医師は、入居者の容態により、口頭での指示・若しくは、事業所に出向き診療等の対応をする。事業所内での対応が困難な場合や、生命の危険が差し迫っている場合は速やかに救急車を要請する。但し、看取り対応の場合はこの限りではない。
医師又は看護職員は、下記の項目を判断材料とする。
状態変化時の判断項目（基準）について

1. 顔色
2. 血圧
3. SP02
4. 体温
5. 痛みの訴え
6. 意識レベル
7. 呼吸状態

（協力病院等）

- 第28条 事業所は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。また、協力病院については、認知症の専門医が配置されている医療機関又は、当該医療機関と連携が取れる病院である事が望ましい。
- 2 事業所はあらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
 - 3 協力病院及び協力歯科医療機関は、事業所から近距離にあることが望ましい。

第8章 非常災害対策

（非常災害対策）

- 第29条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てて置くとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第9章 虐待の防止

（虐待の防止）

- 第30条 職員は、入居者に対しいかなる虐待も行ってはならない。

（虐待防止のための措置）

- 第31条 事業所は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 1 虐待防止に努める観点から、幅広い職種で構成された、ケア改善委員会（以下、委員会）を構成する。なお、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。委員会を定期的に開催し、その結果（事業所における虐待に対する体制や、再発防止等）について、職員に周知徹底を図る。
 - 2 職員に対し虐待を防止するための研修及び新入職員への研修を実施する。なお、研修については委員会で指針に基づいた研修計画を毎年作成し、虐待防止に関する基本的な内容等の適切な知識の普及啓発を図る。研修は年に2回以上行い、個々に研修記録簿を提出し保存するものとする。
 - 3 委員会の運営責任者は管理者（施設長）とします。ケア改善委員会は管理者（施設長）の諮問機関とし、管理者（施設長）、事務職員、生活相談員、介護支援専門員、栄養士又は管理栄養士

養士、看護師、介護士等、幅広い職種から毎年委員を選任します。また委員長を補佐するため委員長は担当者を指名します。（看護職員が望ましい。）また担当者は、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とみなします。

- 4 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備する他、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努める。
- 5 虐待を受けたと思われる入居者を発見した者は、担当者に報告する。委員長は、担当者又は職員等からの直接の相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払う。担当者は（または委員長）虐待等を行った当人に事実確認を行い、詳細の確認・緊急性の判断、虐待を受けた入居者の心身の状態の確認をし、虐待の情報収集や、経過記録の作成を行う。なお、虐待者が委員長又は担当者の場合は他の上席者が職務を代行し、必要に応じて関係者に詳細を確認する。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。

第10章その他事業所運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第32条 事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第33条 事業所は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行わなければならない。

2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は、蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（面会）

第34条 入居者に面会を求める者は、その旨を管理者（施設長）に届け出て、指定された場所において面会するものとする。

（秘密保持等）

第35条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業所は、サービス担当者会議において、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第36条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、入居者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産の利益を收受してはならない。

（苦情処理）

第37条 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護に関する入居者からの苦情に迅速か

つ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うことが出来る。
- 3 事業所は、その提供した指定短期入所生活介護に関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うことが出来る。

(地域との連携等)

第 38 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 39 条 事業所は、入居者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等のほか、事故防止に関する指針に従い対応しなければならない。
- 2 事業所は、入居者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

- 第 40 条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 事業所は、入居者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備した日(記録にあたっては、具体的な処遇を行なった日の属する月の翌々月の末日)から 5 年間保存しなければならない。
 1. 入居者の処遇に関する計画
 2. 行なった具体的な処遇の内容等の記録
 3. 身体拘束等の態様及び時間、その時の入居者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由の記録
 4. 苦情の内容等の記録
 5. 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(改正の手続き)

第 41 条 この規程を改正する時は、理事長の判断にて行う。

(その他)

第 42 条 この規程の定めるもののほか、指定短期入所生活介護事業所の運営及び管理について必要な事項は理事長が定める。

附則

- この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。